

## 9条をまもり憲法をいかす富山県民の会 第8回総会アピール（案）

2011年3月11日、東日本を襲った未曾有の大震災に加えて、東京電力福島第一原子力発電所の「人災」ともいえる深刻で重大な事故により、人々が住み、働き、学び、福祉や医療を受けてきた日常の生活が奪われました。原発事故により大量の放射性物質が放出され、将来にわたり、人々の日常生活が根底から脅かされる重大な事態になっており、事故から11か月もたった今も収束の目途は立っていません。

生活の基盤を失い、雇用を失い、そして放射能汚染によって故郷を失っている現実に、私たちは「生存権」という憲法理念の課題として、向き合うことが求められています。憲法前文2項では「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳っています。2009年の政権交代後の「連立政権樹立にあたっての政策合意」の中で「憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる」として打ち出された政治の方向を改めて築くことが求められています。

政府は、まず被災者に寄り添い、復興策を一日も早く実現することです。しかし警戒しなければならないことは、この災害に乗じて大連立を画策し、「非常事態」「危機管理」「超法規」などを名目に進められようとしている「改憲」や「増税」への策動です。私たちは憲法の示す平和に生きる権利と基本的人権の尊重が実現されるよう強く求めます。

今年の日米安保条約が調印されて60年、沖縄返還40年の年です。

普天間基地撤去の沖縄県民の切実な声がいまだに実現されず、辺野古新基地が作られようとしていることは容認できません。軍事同盟や軍事力によって東アジアの平和は実現されません。私たちが掲げ続けてきた、日本国の平和憲法と9条が、世界平和への国際世論をつくりだすことに大きな役割をはたしてきたと確信します。

人為的な戦争、自然災害、人災、とりわけ国策によって、人々のいのちが奪われることは、決して許されてはなりません。私たちは、歴史の歪曲を許さず、平和をまもり、憲法を暮らしにいかすために「9条をまもり憲法をいかす」運動を広く県民の皆さんと共に取り組んでいきます。

2012年2月11日

9条をまもり憲法をいかす富山県民の会・第8回定期総会